

障害者権利条約批准後の課題について

小澤 温（筑波大学）

1. 障害者権利条約の批准

2006年の第61回国連総会において「障害者の権利に関する条約」（以下、障害者権利条約）が採択された。法的な拘束力のある条約として障害者権利条約が国連総会で採択されたことは各国の取り組みの実効性を推進する点で、きわめて大きな意義を有している。日本政府は2007年に条約に署名をした。その後、国内で条約批准に向けての法整備を行い、2014年1月に国連で条約に批准し、同年2月に国内で条約が発効し、国内においても障害者権利条約の定める事項が国内法と同等以上の効力を持つことになった。今後、条約批准後2年以内に、政府は国連に対して条約履行に関する報告書を提出する義務を負い、民間団体からもパラレル・レポートとして国連に報告書を提出することができる。

障害者権利条約は前文と本文50か条から構成されている。これらの条文はこれまでの国際人権法における人権規定を踏襲しているものであるが、この条約において、障害者の権利として改めて明確化したことは権利保障を実行性のあるものにする点で意義深い。この条約で重視されていることは、「合理的配慮」という考え方である。「合理的配慮」とは、障害者が権利を行使できない環境に置かれている場合、個々の状況に応じて、その環境を改善したり調整したりする配慮である。個々の状況に対応する環境の改善、調整を怠った場合は「合理的配慮」の不提供と考え差別として位置づけることができる。

2. 障害者権利条約批准後の課題

障害者権利条約批准後の展開は、条約批准の準備としての法制度の整備と深く関係しているため、ここでは批准に大きな影響を与えた障害者基本法、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、障害者差別解消法）に関してふれる。

障害者基本法（2011年8月に改正法成立）では、「障害者」の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身機能の障害（以下「障害」と総称する）があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」（第2条第1項）としている。「社会的障壁」とは「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、概念その他一切のものをいう」（第2条第2項）としている。また、「地域社会で生活する平等の権利」では、「全ての障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が保障され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」（第3条第2項）としている。手話等の言語の使用及びコミュニケーション手段の利用では、「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その

他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」(第3条第3項)としている。

「障害者権利条約」の中で重視された「合理的配慮」に関しては、「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存在し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項(差別と権利侵害の禁止規定のことを指す。著者注)の規定に違反することがないように、その実施について必要かつ合理的な配慮がなされなければならない」(第4条第2項)としている。

「障害者差別解消法」は、「推進会議」のもとに組織された差別禁止部会の審議を経て、2012年9月に「『障害を理由とする差別の禁止に関する法制』についての差別禁止部会の意見」がまとめられ、その後の国会の審議を経て2013年6月に成立した。この法律の施行は2016年度からであり、その間に、差別と合理的配慮の不提供に関するガイドラインを国・地方自治体において作成することとした。この法の本格的な施行に向けてのガイドラインの策定は具体的な差別を定義する上で重要である。ほぼ同時期に審議された「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下、障害者雇用促進法)の改正は、障害者差別解消法の成立と同じ2013年6月に成立した。この改正法の施行も2016年度からであり、その間に、国、地方自治体、労働団体、経営者団体、障害者団体の間で労働審議会を組織し差別の禁止と合理的配慮の提供義務に関する具体的な指針を検討していくことが求められている。

3. 障害者権利条約の推進に向けて

2013年9月に、国の第3次障害者基本計画(2013年度～2017年度)が公表された。この計画は、これまで2回策定された障害者基本計画と異なり、障害者権利条約をかなり意識した内容になっている点で特徴的である。この計画の基本理念は障害者基本法の理念を踏襲し、共生社会の実現を目指すこととしている。基本原則は、地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調であり、分野横断的な視点では、障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援、当事者本位の総合的な支援、障害特性等に配慮した支援、アクセシビリティの向上、総合的かつ計画的な取り組みの推進の5点である。

分野別施策の基本的方向としては、①生活支援、②保健・医療、③教育、文化芸術活動・スポーツ等、④雇用・就業、経済的自立の支援、⑤生活環境、⑥情報アクセシビリティ、⑦安全・安心、⑧差別の解消及び権利擁護の推進、⑨行政サービス等における配慮、⑩国際協力、があげられている。これらの項目は、障害者権利条約の国内における推進と密接に関わりがあるものも多いので、第3次障害者基本計画の進捗の点検によって、障害者権利条約の遂行の状況をモニタリングしていく事が重要である。このうち、⑧差別の解消及び権利擁護の推進、⑨行政サービス等における配慮、は第3次障害者基本計画で新たに加わった項目である。差別の解消及び権利擁護の推進は権利条約を明確に意識した事項であり、障害者差別解消法と障害者雇用促進法における差別解消の取り組みの強化に言及している。行政サービス等における配慮では、選挙や司法手続きにおける配慮といったこれまで国内法で対応が明確にされてこなかった事項に言及しており、障害者権利条約の推進の観点で重要である。